会　議　録

附属機関又は 会議体の名称		豊島区個人情報保護審議会 （令和６年度 第１回）
事務局(担当課)		政策経営部　区民相談課
開 催 日 時		令和７年３月１４日（金）　午後１時５８分～３時４８分
開 催 場 所		豊島区役所本庁舎９階　第一委員会室
議　　題		諮　問 （１）特定個人情報保護評価　第三者点検 「住民基本台帳に関する事務」 （２）特定個人情報保護評価　第三者点検 「個人住民税賦課徴収に関する事務」 報　告 （１）住民基本台帳ネットワークシステムの実施状況について （２）令和７年度以降の豊島区個人情報保護審議会の開催について （３）地方自治法に基づく内部統制について （４）個人情報保護委員会からの留意事項について （５）行政情報公開及び個人情報開示の実施状況について （６）保有個人情報の漏えい等について
公開の 可　否	会　議	■公開　□非公開　□一部非公開　　傍聴人数０人
	会議録	□公開　□非公開　■一部非公開 （理由）豊島区行政情報公開条例第７条（2）に該当するため
出席者	委　員	村山 健太郎（会長）、小田 信治、紙子 陽子、草葉 隆義、松尾 剛行、松戸 浩 計６名
	説明者	税務課長、総合窓口課長
	関係人	情報管理課長
	事務局	区民相談課長、区民相談担当係長（行政情報）

審　議　経　過

区民相談課長：皆様、こんにちは。定刻より少し前ではございますけれども、皆さんおそろいでございますので、これから始めさせていただきたいと存じます。

本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、ご欠席者がいらっしゃいませんので、定足数を満たしていることをご報告いたします。

傍聴の方はおりません。

それでは、審議に先立ちまして、４月の人事異動に伴い、事務局職員の異動がございましたので、紹介をさせていただきます。

本日は、公務のため欠席ですけれども、政策経営部長は昨年度に引き続き山野邊暢でございます。

続きまして、情報管理課長、伊藤友樹でございます。

情報管理課長：伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

区民相談課長：区民相談課行政情報グループ係長、柳澤麻理子でございます。

行政情報グループ係長：柳澤です。よろしくお願いいたします。

区民相談課長：区民相談課行政情報グループ、■■■■でございます。

行政情報グループ：■■です。よろしくお願いします。

区民相談課長：申し遅れました。私、区民相談課長の能登絹子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、昨年度まで在籍をしておりました井上は退職、真野は人事異動で異動してございます。

本年度は残り少なくなってございますが、以上の職員体制で執り行ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、本日の資料の確認をさせていただきたいと存じます。事前にデータにてお送りいたしました資料をプリントしたものを机上に配付しております。

なお、事前にお送りしたものとは別に追加の資料として、３点ご用意しております。

１点目は、変更点リスク評価表が２種類、個人情報保護に関する法律施行条例他区事例、最後が第三者点検関係資料集となっております。

諮問資料１、２、報告資料１から６、変更点リスク評価表と個人情報保護に関する法律施行条例他区事例、第三者点検関係資料集が全てお手元にございますでしょうか。

資料をご確認いただきまして、不足しているものがございましたら、お声かけください。お持ちいたします。大丈夫でしょうか。

それでは、開会につきまして、村山会長、よろしくお願いいたします。

会　長：それでは、早速審議に入りたいと思います。本日は諮問事項２件、報告６件を予定しております。

審議につきましては１時間３０分程度をめどに執り行いたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、議題に入りたいと思います。

議題の諮問事項につきまして、事務局より説明をお願いします。

区民相談課長：諮問文を机上にご用意してございます。諮問文を読み上げさせていただきま

す。

諮問事項　特定個人情報保護評価第三者点検。

住民基本台帳に関する事務　全項目評価書（総合窓口課）。

個人住民税賦課徴収に関する事務　全項目評価書（税務課）。

以上でございます。

諮問理由につきましては、後ほど資料を用いてご説明させていただきますので、ここでは申し訳ございません。割愛をさせていただきます。

以上２点でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、ご発言いただく際は、録音の関係から、必ず近くのマイクスイッチを入れてご使用くださいますよう、よろしくお願いいたします。

会　長：ありがとうございます。なお、事務局やその他関係機関からの説明の際には、基本的に着座で説明していただいて大丈夫ですので、その旨よろしくお願いいたします。

区民相談課長：ありがとうございます。

会　長：それでは、審議に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

区民相談課長：それでは、二つの諮問に共通します前提事項について、ご説明申し上げます。

初めに、私、区民相談課長より、特定個人情報保護評価の実施経緯についてご説明をさせていただきます。続いて、情報管理課長より、今回の再評価が必要となった理由であります、基幹システムの標準化、ガバメントクラウドについてご説明し、その後、総合窓口課長より、評価書の修正ポイント及びパブリックコメントの報告、その後、株式会社ＲＳコネクトの■■様より点検結果の報告という流れで進めてまいります。

それでは、初めに今回の評価を実施するに至りました経緯等について、説明をさせていただきます。右肩に資料Ａ、特定個人情報保護評価、重要な変更に伴う評価の再実施についてという資料をご覧ください。

項番１、特定個人情報保護評価についてです。特定個人情報とは、マイナンバーを含む個人情報のことを言います。豊島区が特定個人情報ファイルを保有しようとした場合、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そうしたリスクを軽減するために適切な措置を講じなければならず、それが特定個人情報保護評価となります。特定個人情報保護評価には、「基本項目評価書」「重点項目評価書」「全項目評価書」の三つがあり、対象となる人数や個人情報を取り扱う職員の人数などに応じて作成する評価書が異なってまいります。

豊島区が全項目評価書を実施する場合は、特定個人情報保護評価の適合性、妥当性を客観的に担保するために、パブリックコメントの実施、第三者点検を受ける必要が出てまいります。

また、評価書を公表した後にも重要な変更や、しきい値判断結果の変更、一定期間が経過などの理由により、保護評価の再実施、または評価書の修正が必要となってございます。

項番２、今回の再実施についてです。今回の個人情報等評価の再実施は、重要な変更

が生じたために行うものです。

重要な変更とは個人情報の漏えい等の事態の発生の危険性や影響の大きさにより、特定個人情報保護評価指針の別表に定められたものの変更を指すものでございます。

項番３、今回、重要な変更が生じた理由は、基幹システムの標準化に伴うものとなっております。基幹システムの標準化、ガバメントクラウドに関しては、この後、情報管理課長からご説明いたします。

会　長：どうぞ。

情報管理課長：そうしましたら、私のほうからは、基幹システム標準化及びガバメントクラウドについて、ご説明をさせていただきます。右肩にＢと記載のある資料のほうをお開き願います。

項番の１、基幹システム標準化、ガバメントクラウドへの移行についてでございます。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、通常は標準化法と言われておりますが、こちらの法律及びこの法律で定める基本方針に基づきまして、全国の自治体で標準準拠システムという、国が仕様を定める、こういったシステムへの移行が義務づけられているというところでございます。

また、標準準拠システムへの移行に関しましては、その運用する環境、これは国が用意をするガバメントクラウドという環境を使用するということが、努力義務として定められているところでございます。

一旦、資料の２ページの下段のイメージのほうをちょっとご覧いただければと思います。左側が、これまでのシステムの運用のイメージでして、右側が標準化後のイメージになります。左側Ａ、Ｂ、Ｃと自治体が幾つかあるところでございますが、住民記録の事務自体は全国で取り扱われている事務ではございますが、この事務におきましても、各自治体で使用するシステムがまた異なる。また、それぞれシステムが異なりますし、それぞれの自治体の要望に応じて機能をカスタマイズするといったところが現状としてあったというところでございます。

こういったところから、システムの運用にかかるコスト、これが効率的ではない状態であるというところですとか、あるいはシステムの仕様が若干異なるというところで自治体間の連携、データ連携がスムーズにいかないことがあるといったところが課題とされていたところでございます。これが、右側の情報システム標準化後、標準化が実現した暁にはというところが右側のイメージでございますが、まず国がガバメントクラウドという共通のクラウド環境を用意します。そのクラウド環境の中に、これもまた国が標準仕様という、いわゆる設計図のようなものですけども、標準の設計図に基づいて、各ベンダーがシステムを構築し、この環境に実装をしていくというところでございます。引き続き複数のベンダーがシステムをこのクラウド環境に構築をしていくというところでございますが、基本的には同じ設計図に基づいて作られているシステムなので、どのベンダーのシステムも同じようなシステムになってくるというところでございますので、システム構築、あるいは運用に係る経費の最適化ですとか、あるいはシステム間、

自治体間の連携、これがスムーズにいくといったところを狙いとして、こういったような施策が今進んでいるという状況でございます。

お手数ですが、資料１ページの項番の２のほうにお戻りいただければと思います。

今ご説明をしましたガバメントクラウドにてシステムを運用するというところが、この後ちょっとご説明があります重要な変更に当たるといったところでございまして、私のほうからは、このガバメントクラウドにおいてどういったリスク対応がなされるのかというところを簡単にご説明させていただきたいと思います。

一般的にクラウドサービスといいますと、インターネットを通じて提供されるソフトウエアですとかアプリケーションのことを指しまして、先ほどご説明した企業や自治体がシステム導入に自前で調達をしていた。こういったものが、今後はクラウドサービスとして事業者が構築したものを企業自治体がサービスとして利用すると、また、共同利用ですとかそういった形も可能になるというところでございますので、経費面ですとか、あるいは迅速性・柔軟性といったところで、システム運用上のメリットがあるということがうたわれております。

ただ、企業や自治体の保有データ、これが今までですと自社の環境、あるいは本区でいうと本区の庁舎内ですとか、そういった環境でデータが保存されていたものが外部のクラウド環境に保存されるということになりますので、情報セキュリティー上の適切な対処、これも必要になってくるというところでございます。

ただ、今ご説明させていただいたのは一般的なクラウドサービスについてのご説明でございまして、今回、国が構築・運用するガバメントクラウドにおきましては、アクセスが非常に限定された閉域のネットワーク環境に構築されるものでございまして、一般的なクラウドサービスと比べますと、セキュリティーのリスクは大幅に低減をされるというものでございます。

また、標準化法におきましては、地方公共団体の、いわゆるこの基幹系情報システム、これをガバメントクラウドへ移行することが努力義務とされているところでございますが、このガバメントクラウドを提供するクラウドサービス事業者、これは今、全部で五つございますが、こういった事業者の選定におきましては、デジタル庁の定める必要なセキュリティー対策やガバナンス機能、これを具備することが要件とされているところでございます。

具体的なセキュリティー対策、主なものを二つご説明させていただきます。

一つ目は、政府情報システムのためのセキュリティー評価制度、通称ＩＳＭＡＰと言われるものでございますが、こちらでございます。政府機関等でのシステムを導入するに当たりまして、情報セキュリティー対策は十分に実施されているかどうか、これを客観的に評価するための認証基準として、令和２年６月にＮＩＳＣですとか、ＮＩＳＣは内閣サイバー情報セキュリティセンターでございますが、ですとか、デジタル庁を中心に創設をされた制度でございます。このガバメントクラウドを見て、クラウド環境を提供する事業者におきましても、このＩＳＭＡＰに登録することが必須とされているところでございます。

また、次、ページ２ページ目でございますが、二つ目のセキュリティー対策でございます。二つ目は、デジタル庁がクラウド利用に最適化されたベースラインのセキュリティー設定を目的としまして、ガバメントクラウド上で運用するシステムに対しまして、必須適用としているテンプレート、こういったものを用意してございます。この必須適用のテンプレートを適用することによりまして、不正な操作を事前に防止する予防的な統制機能ですとか、あるいは管理リソースをしっかりとモニタリングし、不正があった場合にはそれを検出する発見的統制機能、こういったものも具備することが要件として定義されているというものでございます。

また、今言ったガバメントクラウドという環境に、データを連携したりデータのやり取りをするためには、区からネットワーク回線を構築する必要がございます。その本区の庁舎からガバメントクラウドを使うネットワーク環境につきましては、本区の調達となっておりまして、ここのセキュリティー対策については私どもが責任を持って実施をするというところでございます。このセキュリティー対策につきましては、庁舎からガバメントクラウドへのネットワーク回線につきましては、閉域のネットワークとしまして、区以外の第三者の利用というのが除外をされたネットワーク環境で構築をするというものでございます。さらには、ガバメントクラウド上の本区の住民情報システムまでの接続の構成、これはデジタル庁が発行しておりますガバメントクラウド利用における推奨構成でございますが、これにしっかりと準拠して対策を講じているところでございます。

また、令和７年２月時点でございますが、デジタル庁のホームページにも、ガバメントクラウドはセキュアでコスト効率の高いシステムとして導入するものであり、以下省略をさせていただきますが、最新かつ最高レベルの情報セキュリティーを確保できることですとか、データ保存の安全性を確保できることなどの基準を満たすことがクラウドサービス事業者の必須要件であるとして定義をされてございまして、今後も高い情報セキュリティーが保たれるということがここからも推察されるものでございます。

私から説明は以上でございます。

区民相談課長：それでは続きまして、資料Ｃをご覧ください。情報管理課長からの説明のとおり、ガバメントクラウドに関しては、デジタル庁が構築・運用しているものでございます。資料Ｃは、デジタル庁からの通知となっております。

また、この通知に合わせ、地方公共団体が特定個人情報保護評価を行う際の参考として、デジタル庁から記載例が示されております。そちらは資料Ｃの別紙として添付をしているものとなっております。

以上が前提事項のご説明となります。

これ以降、諮問資料に基づいた説明に移らせていただきますが、その前に一つ追加資料についてご説明をさせていただきたいと存じます。

審議会の開催に立ち先立ちまして、委員の皆様に資料をお送りした際に、Ｄ委員よりご提案がございました。特定個人情報保護評価は、お手元にあるとおり、とても情報量の多いものでして、その評価において重要なポイントを分かりやすくするために、今回

の評価書の変更点及び変更理由とリスクへの影響、リスク対策についてまとめた資料があるとよいのではというご提案をいただきました。

区としてもごもっともなご提案だと受け止め、多くある評価書の変更点のうち、個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針で定められた重要な変更に該当する部分に対象を絞り、変更の理由やリスクの変動についてご説明する資料を追加で作成いたしました。

それがお手元にございます変更点リスク評価表でございます。

各課はこれに基づき、今までの説明にはない部分を中心に、変更点の説明、パブリックコメントの状況についてご説明させていただきます。

その後、全項目評価書の点検評価をお願いしました株式会社ＲＳコネクトの評価リーダーである■■様から、特定個人情報保護評価点検結果報告書に基づき点検結果についてご説明をさせていただきます。

それでは総合窓口課長、お願いいたします。

総合窓口課長：お手元の変更点リスク評価表Ａ３の用紙をご準備いただけますでしょうか。

では、項番１ですね。こちらの基本情報に当たるところの特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容というところがございまして、ここに別添１、事務の内容シートというものが添付されております。ここの点を変更いたしました。変更前は、住基ネットＧＷシステムという用語が入っておりましたけれども、変更後はこの住基ネットＧＷ、ゲートウェイシステムは削除することといたしました。変更理由ですが、標準化対応のため、既存の今の住基システムはパッケージが変更となったことでございます。その影響で住基ネットＧＷシステムと同じ機能が既存住基システムに盛り込まれ、住基ネットＧＷシステムは廃止となったものでございます。システム間のデータ連携機能については、システム共通基盤の利用をやめ、ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ経由でデータ連携するように変更になりました。

リスク変化の状況でございます。住基ネットＧＷシステムは既存住基システムの副本サーバーでございます。ＣＳと既存住基システムの連携時にデータ変換をしているものでございまして、住基データを管理するサーバーが減るものでございますので、リスクが減ると言えることができます。データ連携については、ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ経由で行うように変更するため、適切なリスク管理が必要となってございます。

リスク対策でございます。オブジェクトストレージはガバメントクラウド上に構築するものでございます。ガバメントクラウドは、今、情報管理課長から説明があったとおり、ＩＳＭＡＰに登録されたクラウド事業者から選定しておりまして、政府が求めるセキュリティー基準を満たしているため、安全性が保証されると考えております。

以上が項番１の説明でございます。

続きまして、項番１１でございます。こちら同じく基本情報の情報提供ネットワークによる情報連携の②法令上の根拠というところでございます。変更理由ですけれども、番号法など一部改正法の施行によりまして、番号法の別表第一、別表第二の記載が変更

になりました。その法改正のために評価書の記載を修正したものでございます。リスクの変更はございません。番号法の改正対応で評価書の記載のみを修正したもので、運用には変更は入っておりませんので、リスク変化はございません。

続きまして、項番１４です。項番１４は、特定個人情報ファイルの概要の（１）住民基本台帳ファイルの３番、特定個人情報の入手・使用の①入手元の変更でございます。こちらですが、当時、行政機関独立行政法人等に実はこれを使っているということで、丸を記載するところでございましたけれども、こちら記載漏れがございました。大変申し訳ございませんでした。今回の機会に追記をしたものでございます。

Ｊ－ＬＩＳからマイナンバーカード関連情報を受け取っておりますので、こちらが対象となります。リスクの変化はなしでございます。マイナンバーカード交付業務のことを指しているものでありまして、もともと運用している業務のため、実際リスク変化はございません。

リスク表の次のページをめくっていただきまして、項番の９５番まで飛んでいただけますでしょうか。

項番の９５番は、評価書の特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策の（１）住民基本台帳ファイルの２番、特定個人情報の入手、リスク４、入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク、リスクに対する措置の内容でございます。こちらですけれども、こちらも実は既存住基システム用端末の「端末」という文字が記載が漏れておりました。大変申し訳ございませんでした。記載内容の誤りがあったための修正でございまして、既存住基システムにつなぐ端末のローカルドライブには、特定個人情報ファイルが保存されないため、仮に端末を紛失していても、特定個人情報は流出しないものでございます。したがって、リスク変化はなしということでございます。

続きまして、項番９６ですね。こちら９６、同じ項目ですが、特定個人情報の使用というところでございます。こちらのリスク２、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクでございます。ユーザー認証の管理で具体的な管理方法について記載されているところでございます。こちら変更前は、端末ごとにＩＤカードとパスワードによる認証を行った後に、端末からシステムを利用する際には、ユーザーＩＤとパスワードによる認証を行っているとございますが、今回、端末ごとに二要素認証を行った後と変更いたしました。

変更の理由ですが、端末の認証方式に一部変更が入ったために修正したものでございます。一部のグループはＩＤカードではなく、生体情報を利用しているため二要素認証という記載に変更したものでございます。リスク変化はありでございます。

生体情報は個人固有の情報で紛失・盗難が困難なことから、ＩＤカードよりもセキュリティーが高いと考えております

続きまして、項番９７でございます。項番９６と同じくリスク２の権限のない者によって不正に使用されるリスク、特定個人情報の使用の記録、具体的な管理方法についてです。

こちらですが、追加項目がございます。今までは端末から参照、更新した場合のアク

セスログを記録しているという記載でございましたが、これに、「及び操作ログ」を追加してございます。それと２点追加があります。アクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者を特定できるようにするが１点、２点目が、定期的に操作ログをチェックし、不正と見られる操作があった場合、操作内容を確認する。この２点も追加いたしました。

変更理由でございますが、こちらは、現在取り組んでいるリスク対策を見直しまして、操作ログの記録・チェックを追記しました。リスク変化はありでございます。

操作ログの記録・確認をすることで、不正アクセスの早期発見や内部の不正行為防止に役立てることができると考えまして、こちら変更してございます。

最後に、項番１０６でございます。こちら、Ｉ基本情報、１．特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容（別添１）の事務の内容シート、項番１と同じところでございます。こちらを変更前は証明書自動交付システム(富士通)という業者名が入ってございました。変更後は、（富士通）という表記を削除しまして、以下のように変更といたします。証明書自動交付システム、ＣＳサーバー、番号連携ＳＶでございます。

変更理由でございますが、評価書から事業者名を削除する方針と変更となったものでございます。リスク変化は特にございません。

リスク変化の状況でございますが、業者名の記載を削除しただけでございます。該当システムの保有者が自治体でありまして、事業者はあくまでもシステム保守のみでございます。意図としまして、該当システムの保有者を指すと考えたため修正いたしました。そのため、リスク変化はなしということでございます。

以上が変化点のリスクの評価表のご説明でございます。

では、引き続きまして、意見公募の結果の報告書の説明をさせていただきます。資料のほうが資料１－１で、Ａ４の縦のものがございますでしょうか。

それでは、意見公募の結果の報告でございます。この住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書につきましては、令和６年１１月２１日から令和６年１２月２０日までの間、ご意見を募集いたしました。その結果、郵送にて１通の便箋をいただきました。内容を精査したところ、ご意見は２件ございました。

現在、区で不正対策を実施している内容だったため、評価書への反映は行っておりません。重要情報を取り扱う職員等による不正な持ち出しと、外部から侵入して情報を不正取得することについてのご意見でございました。区が現在実施している不正対策についての説明をもって回答いたします。意見公募のそちら３番の意見募集の結果について、こちらに記載をしてございます。読み上げてもよろしいでしょうか。

会　長：どうぞ。

総合窓口課長：まず一つ目が、池袋パスポートセンターの個人情報不正持ち出しの例があるため、重要情報を取り扱う区職員・システム会社担当者の身元チェックを行い、特にシステム会社にはセキュリティクリアランスを取得させ、自治体は安易に国に従うだけでなく、特に情報管理に関しては積極的に対策を取っていくべきだというご意見でございました。

回答といたしましては、住民基本台帳システムを取り扱うシステム会社については、

プライバシーマークの取得を必須としておりまして、個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全措置について確認しているところでございます。また、不適切な方法で特定個人情報の入手が行われるリスクに備えまして、届出・申請等において使用する端末のアクセスログを記録・監視し、不正行為の早期発見に努めているところでございます。特定個人情報保護評価書に記載するセキュリティー対策は毎年見直しを行い、より厳格な取扱いを徹底してまいります。

二つ目のご意見です。個人情報は分散させてハッキング等のリスク軽減を図るのがよいと思います。こちらの回答でございます。端末ごとの二要素認証、またシステムの利用についてアクセス権を設定することで、権限のない者による不正利用を防止しております。ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度（ＩＳＭＡＰ）のリストに登録されたクラウドサービスから調達しており、脅威検出やＤＤｏｓ対策といったセキュリティー対策を実施しております。また、特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成されております。

こちらが回答でございます。意見公募の結果報告は以上でございます。

区民相談課長：それでは続きまして、株式会社ＲＳコネクト■■様お願いいたします。

ＲＳコネクト：それでは、ＲＳコネクトの■■と申します。よろしくお願いします。

私からは、右肩の資料１－２、報告書のタイトルが特定個人情報保護評価書点検結果報告書、こちらをご報告させていただきます。

３分の１ページ目に当たる部分は、冒頭に事務局様からもご説明があった部分と重複しますので、詳細なご説明を割愛させていただきますが、第１段落のところでは、番号法に基づいて、今回は重要な変更に該当するので、この第三者点検を実施させていただいているという旨を記載しております。

第２段落は、豊島区様が今回、住民基本台帳に関する事務の「重要な変更」があったということで弊社にご依頼がありまして、見させていただいたという旨を記載しております。

第３ブロックになりますけども、弊社では、評価指針の中に、指針のこの観点ですね、審査の観点というものが示されていましたので、それに基づいて評価書が適切に見直しがされていたかどうかという観点で確認をさせていただきました。詳しくは、次の３分の２ページから結果をご説明させていただきます。

では、３分の２ページ目、項目１番目が、本点検で確認した評価書です。評価書名が、住民基本台帳に関する事務、主管課が区民部総合窓口課です。

項目２、本点検で確認した主なポイントは、評価書の変更箇所が評価指針に基づき準拠した内容となっているかどうかというところを主に確認させていただいております。

詳細は別紙１の「点検表チェック表」、皆様お手元の資料だと、資料１－３というふうに記載されている、ちょっとボリュームのあるＡ３を折っている資料になるかなと思います。こちら、後ほどまたご説明します。

項目３番目に戻りますが、本点検の実施内容についてです。時系列でどのような点検

を実施させていただいたかというところを記載、表にまとめております。

昨年度の８月１日です。令和６年８月１日から９月１１日の間で、政策経営部区民相談課行政情報グループ、事務局様というふうに記載しておりますけども、点検計画の協議をさせていただき、９月１２日に評価書の１回目の点検を総合窓口課様も含めて意見交換をさせていただいております。このときに実施した内容ですけども、事前に評価書の見直し版をいただいておりまして、それを弊社で精読しました。その中で気になったところをマーキングしておきまして、この１回目の９月１２日の１回目の点検の際に、総合窓口課様からのご説明を受けながら、弊社で気になった箇所の意見を出し合って、この表記で正しいかどうか、実態はどういうふうな実態になっているのかというところをヒアリングしてまいりました。

その結果が、先ほどの別紙１の「点検チェック表」の中で課題として気になったところを経過観察として、全部で１０９項目ある中の６項目を経過観察とし、追加の調査と回答、改善を求めております。

その後に、１０月３０日に２回目の意見交換会が開催されるまでに、見直し、追加調査をしていただき、その結果を持ち寄って、２回目の点検をさせていただきました。この時点で１回目の点検でリクエストを出しておりました６個の観察事項については、全て解決、もしくは修正が完了したということを確認させていただいております。

また、システムの構成の変更点を再確認させていただいたところ、区統一の表記になっていないようなところが散見されましたので、システム名称であったり、書き方というところの統一感というところの調整を依頼させていただいております。

そこから総合窓口課様のほうで修正、確認をいただき、パブリックコメントを挟み、最終的な点検としまして、令和６年１２月２２日から１２月２６日の間に、最終的に弊社でも最終版を確認させていただき、その結果を最終判定ということで取りまとめ、本報告書を事務局様に提出させていただきました。それが２月１日になります。

以上、ここまでが３分の２ページ目のご説明になります。

３分の３ページ目です。項目４、本点検の体制については、株式会社ＲＳコネクト、点検リーダーの私、■■をはじめ、点検メンバー２名、品質管理者を１名の合計４名で対応させていただいております。

項目５です。点検結果、総評です。弊社は、評価対象であります「住民基本台帳に関する事務の評価書」が、区が国へ公表するに当たり、おおむね適切な内容となっていると判断いたしました。

この結論に至るまでには、弊社は主管課と評価書に関する意見交換を重ね、評価書の修正に関する助言及び安全管理措置の改善提言を行わせていただいております。その結果、最終的に主管課より提出されました評価書が審査の観点で示す適切性及び妥当性で求める適合レベルになったと判断いたしました。

続きまして、資料が変わりますが、１－３というところですね。こちらが報告書の別紙１、点検の「変更点チェック表」になります。これが１０９項目、今回は最終的に変更点がございましたが、一点一点、記載内容が適切か妥当かという観点で確認させてい

ただいた結果になります。

この中で、今回見させていただいたところのポイントが幾つかありましたので、そこだけ今日はご説明させていただきますけども、まず、システムがガバメントクラウドに入れ替わっているという大前提がありますので、ガバメントクラウドそのものの標準仕様や、セキュリティー対策というところは、国が統一的に定めている標準仕様になりますので、ここは主に区が何か独自にやっているという性質とは異なりますので、国が求めている記載内容どおりに適切に記載が反映されたかどうかという観点を主に確認させていただきました。

また、区のリスクとなる部分は、この変わったことによって特定個人情報ファイルがどのようにやり取りされるところ、そこの修正がどういったところが変わったのかというところを主に確認させていただきました。

記載に誤りがないか、修正漏れがないか、リスクに変動がないかというところを確認した結果、幾つか観察事項が１回目の点検のときにありまして、そこで修正なり、改善、調査を求めたというところです。

トピックとしましては、特定個人情報ファイルを提供、もしくは移転、提供というのは他団体へ提供する場合、移転というのは庁内の総合窓口課様以外の課が使う場合を移転と言いますけども、そこで、区の独自利用条例で利用がされているという項目がありまして、ここは時代が変化するとともに、番号法の最新の求めですとか、条文に違いがないかどうかというところを最終的にご確認いただき、この資料１－３の項番で言うと、ちょっと後半部分になりますね。１５分の１１ページ目ですけども、通番でいきますと、８５番、８４番、８５番、８６、８７、８８、この辺りになります。この辺りが今回、所属の名称が変更していたり、このとおりに今、移転が実際にされているかどうかなどもご確認いただきまして、適切な修正を加えていただいた。そのような活動を１０９項目させていただいたという内容になります。

ご報告は以上となります。

会　長：以上で全て説明終わりですかね。

それでは審議に入りたいと思いますが、最終的にはこの評価書について、これが適当であるか適当でないかというふうなことを審議会として決定していただくというふうなことになるかと思います。

この特定個人情報保護評価書、毎回大部のものが出てきますので、何回か審議会でもこれまで取り扱ったかと思いますが、なかなか意見が出にくい案件ではあると思います。

最後のこれは前回、かつての審議会で最後にやったときに、少しずつ資料が分かりやすくなってきていて、議員の方から、パブリックコメントなども出るようになってきて、それなりに意義のあるものになってきたのではないかというふうな話はございました。

また今回、Ｄ委員から、一体従来のところからどういうところが変更されたのかというふうなところを抜き出して、従来可とされていたところがどう変わって、それがどう

いうリスクをもたらしてそれに対してどういうリスク対応を行ったのかというのをまとめた資料が欲しいというふうなことをご意見がありまして、新たにこの変更点リスク評価表というふうなものを作成していただき、ある程度見やすいものとなったのかなというふうに思います。

この変更点リスク評価表についてちょっと全体をまとめますと、取りあえずこの１１とか１４とか９５、それから９５のあたりはご説明いただいて、これは法令対応の形式的な変更や、あるいは記載ミスの変更で、基本的にリスクは変わらないというふうな話があり、９６や９７というのは、端末の認証のやり方が変わっている、あるいは操作ログ、さらに記録するようになって、セキュリティーが向上したというふうなことかと思います。それ以外の項目で、全てガバメントクラウドへの移行に伴う変更と、それに対してどういう対策が行われたのかというのが、それ以外の特に具体的なご説明のなかった部分というふうなことでよろしいですかね。資料としては以上のようになっております。

ちなみに、今回これパブリックコメントには、当然提供されていないですけれども、次回以降こういうものがパブリックコメントのときについても、より区民の方から分かりやすいものになるのかなというふうにも思いますので、その辺りについては検討していただければよいかなと思います。

それでは、審議に入りたいと思いますけれども、先生方からこの評価書について何かご意見などありますでしょうか。

Ｄ委員。

Ｄ委員：まずは、このタイミングでは住民基本台帳に関する事務のみということと理解しております。

その前提で、まずは変更点リスク評価表、お忙しい中、ご作成いただきまして誠にありがとうございます。理解が促進でき大変よかったと思いますので、先ほど会長のほうからもありましたが、今後とも作っていただいて、少なくとも我々にはご提供いただくと。パブコメに供するかをご検討いただきたいと思います。

内容については、ちょっと２点ほどありまして、一つ目は、例えば変更点リスク評価表のいわゆる１番とか、いわゆるガバメントクラウド関係でございますが、リスク対策のところで、最後に安全性が保証されると。こういう記載が大体定型文であったりするようでございますけれども、ちょっと言い過ぎなのではないですかねと。それを受容することが合理的な程度までリスクが軽減できている、低減できていると、この程度がせいぜいなのかなと思ったところですが、もしデジタル庁等で安全性が保証されると、こういうことを書いている資料が出ているということであれば、教えていただきたいというのが１点目です。

２点目は、こちらの評価書に対する誤記、記載漏れ、記載内容誤りがあったので直しましたというのが散見されるところ、基本的にはこちらが特定個人情報の安全管理について評価の対象基準となりまして、パブコメにもかけているということですので、今後、できるだけ誤りや記載漏れがないようにご注意いただきたいですというのが私

からでございます。

会　長：そうですね。２点目に関しましては、記載誤りはできるだけないようにということで、そちらはよろしいかと思いますが、一つ目はこの安全性が保証されるというふうな表現の意味、意義ですかね。保証されるというふうに言ったときに、１００％安全というふうなことではなくて、ガバメントクラウドを利用するコストとベネフィットを比較して、ベネフィットがある程度以上の段階であれば、それが保証されるというふうな表現なのかなというふうな気もいたしますが、この安全性が保証されるというのが具体的にどういう意味なのかというふうな点について、少しご説明いただけますでしょうか。

どうぞ。

情報管理課長：ガバメントクラウドで言われているところの安全性でございますが、私どもも完全に詳細までは確かに把握できているというところではございません。国のほうでも、まず、このガバメントクラウドの運用に関しまして、基本的な方針を掲げていて、そこでは今、委員長からお話あったとおり、情報セキュリティーのもちろん安全性もそうですが、それと利便性、このバランスを取った形でクラウドをしっかりと活用していくというところが言われておりますので、いわゆる利便性のところで、ある程度の情報セキュリティーの部分を緩和している部分もあるのかなというふうには認識をしております。

具体的にそういった中で、どういった安全対策が講じられているかというところで言いますと、ちょっと先ほどと重複する部分もあるのですが、まずはそのガバメントクラウドを提供する事業者に関しては、ＩＳＭＡＰという認証制度、これを取得している事業者でないとこれを運用することはできないというところでございまして、このＩＳＭＡＰ自体も当然その認証に当たっては事前の申請、かなり厳重な申請がありまして、これを得た上で認証を得ているというところでございます。その認証を経た上でさらにというところで二つ目の基準にもちょっと項目としてもお伝えしましたが、さらにこのガバメントクラウドというものを運用するに当たっては、具体的にその要件として不正アクセスの防止、あるいはデータの暗号化などにおいて、最新かつ最高レベルの情報セキュリティーが確保できることですとか、あるいは、あと物理的なところでいうとデータセンターの所在地、いわゆるデータを管理する場所でございますが、これは日本国内としというところで、取得したその資産情報についても合意を得ない限り日本国外に持ち出しをすることはできないと。要は、今、ガバメントクラウドでクラウドを提供する事業者が五つあるというふうにご説明をさせていただきましたが、このうち四つは外資のクラウドという、いわゆるＡｍａｚｏｎですとか、マイクロソフト、Ｇｏｏｇｌｅといった、そういった大手の主にアメリカの企業というところになりますので、そういったところでの情報の持ち出しもできないことを定めているというところもございますし、また、その他、政府から開示請求があった場合は速やかに必要な情報を開示することといったところで、一定のセキュリティー水準、これを追加で求めているといったところもございますので、ＩＳＭＡＰの登録がされているといったところで、まずそこだけでも政府の情報システムとしての要件はクリアをしているというところでございま

すが、さらに追加でセキュリティー要件を幾つも課しているといったところで、ガバメントクラウドは一般的なその自治体とか政府が使うクラウドサービスよりもさらに高度なセキュリティー水準は確保されているというような形で、私どもも理解をしているというところでございます。

会　長：ありがとうございます。他の制度と比べた場合にベターな選択肢であるというのが全てのこういうふうなシステムについて言えるのかとも思いますけれども、そういうふうな意味で安全性が保証されるという意味合いで用いられているということですが、D委員、いかがでしょうか。

D委員：ご趣旨は分かりましたので、単純に何もその背景とか趣旨を理解しないで、文字面だけを見ると１００％安全のように読めて、そこがミスリーディングかなという趣旨でございますので、今の補足説明によってご趣旨は理解しました。

会　長：そうですね。安全性が保証されるというのは、１００％何も起こらないのかというふうな感じもいたしますので、よりよい表現があれば、よりよい表現があったほうがいいですけど、こういうふうな文書で安全性が保証されるというのは、そういうコストベネフィットを比較して、採用に合理性があるというふうな意味で用いられているというふうなことなのかなというふうに理解いたしました。

ほかに。どうぞよろしくお願いいたします。Ｅ委員。

Ｅ委員：今の件でちょっとコメントをさせていただきますと、ＩＳＭＡＰですとか、第三者認証、国際標準のですね、そういったクラウド認証というものがあると思うのですが、そういったものは一般的にはあくまでも信頼の目安というふうに判断するというところかと思いますので、そういった高いセキュリティー対策が実施されていて、それらが認められている、第三者評価で認められたというところかというふうに考えます。

今回、ガバメントクラウドにおいては、ＩＳＭＡＰにプラスして、今お話あったように、デジタル庁が追加のセキュリティー、先ほどご説明あったようにテンプレート等ですね、そういった予防的、または統制的なセキュリティー対策が実施されているというところで、さらなるセキュリティー対策が取られているというところかと思いますが、とはいっても安全性が保証されると言うと、やはり言い過ぎというより、高いセキュリティー対策が実施されているというような、そんな意味合いなのかなというふうには思いました。

以上となります。

会　長：ありがとうございます。この安全性が保証されるという文言に、やはり引っかかるところはあるのかなというふうな気もいたしますが、ほかに何かございますでしょうか。

Ｆ委員、よろしくお願いします。

Ｆ委員：２点ほどございまして、１点目は、今の話と関係するわけですけれど、ありていに言うと、国のほうでちゃんと審査しているから大丈夫だよというふうなふうにも聞こえたわけですけれど、ここは自治体の審議会なので、先ほど安全性が確保されているという言葉について、文言について議論ありましたけれど、結局、自治体としては国のほうの基準を満たしているかどうか、さっきＡｍａｚｏｎとかと言いましたけど、各企業につ

いて基準を満たしているかどうかというのは、これは自治体ではなくて国がやっているということになるわけなんですけれど、役割的には我々とすると受け取るしかないわけなんですけれど、ちょっとそこら辺、国のほうではどういうふうな体制というかということを概略でもいいからやっぱり示していただければと思います。そうでないと、ちょっとここでは国の評価をそのまま受け取る、そのままで通るということになってしまうんでね。これは１点です。

あともう一点が、これは今回、Ｄ委員の提案により作成いただいた、このリスク評価表ですね。これ分かりやすくて、これが最初からあったら非常によかったと思うんですけど、これ連番項目、今回、先ほどＲＳコネクトさんですかね、この百数十個、１００項目以上について詳細に言及していただいたわけですけど、そのうちのこの変更点リスク評価に該当した、挙げられたごく一部なんですね。その理由として、さっき挙げられていたのが、今回、国のクラウドをガバメントクラウドに移行する部分は除外したというふうにおっしゃられたと思うのですけど、それ以外のものはここに全てこのリスク評価法のほうにあるという理解でよろしいでしょうか。

以上２点です。

会　長：国の審査体制の概略と、国のガバメントクラウドに移行する以外の変更というのは、全てこの変更リスク評価法の一覧に入れてあるのかというふうな２点について、どうぞよろしくお願いします。

区民相談課長：２点目のほうの変更点リスク評価表に記載をしてある内容についてなんですけれども、こちらは個人情報保護委員会が定めます特定個人情報保護評価指針で定められた重要な変更に該当する部分に対象を絞って洗い出しをしているものとなっております。

その重要な変更というのは、本日机上に配付してございます第三者点検関係資料の一番後ろのページに一覧が載っていまして、こちらに該当するものが重要な変更に該当しますよというものになっておりますので、こちらに該当するものを抜き出して、変更点リスク評価表にまとめているといったものでございます。

会　長：なるほど。つまり重要な変更、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更のみを挙げているので、危険性及び影響が大きい変更とは言えない変更については挙げていないということですかね。

区民相談課長：はい。そのとおりでございます。

会　長：承知しました。

１点目の国の審査体制について、簡単にご説明いただくこととかはできますか。

情報管理課長：ＩＳＭＡＰの認証のその流れ等々につきましては、先ほどご説明させていただいたとおり、事前の審査を経て認証されているといったところでございまして、その審査においてどういった審査がなされて、どういったところが要件になって認証されているかというところも詳細については私のほうもなかなか把握はできないというところでございますが、先ほど申しました、その審査に当たっては、いわゆる審査委員会というのが国の省庁の中にございまして、そこのメンバーというのが、先ほどもちょっと申

したような内閣サイバーセキュリティセンターですとかいわゆるデジタル庁と言われる、そういったサイバーセキュリティ、あるいはデジタル技術を所管する省庁が責任を持って審査を実施しているというところもございますし、また第三者のセキュリティー評価機関も運用支援に入っているというところもございますので、そういった客観的かつ専門的な知見に基づいて審査がされているというふうに理解はしております。

それに基づいて認証されたというところでございますが、私どものその関与の仕方としましては、このリストに登録をされているというのは大前提としてなってございますが、その上で先ほど言ったような追加のセキュリティー対策、これを講じることが要件としてされているものでございます。これも当然、それを備わった事業者がクラウドサービス事業者として国が選定をしてというところが前提になるので、私どもは、それはもう備わっているという大前提で今、制度の構築、システムの構築を進めているところでございますが、最終的にはそういったような国が求める基準に適合しているかどうかの適合検査というものを自治体が行う、こういった工程が最終段階でございます。これは、主にはシステムのその機能ですとか、そういったものが国の定める仕様に適合しているかどうかというところもございますが、そこの中にもそういったセキュリティー対策、しっかりと適応を求められているものが具備されているかどうか。こういった検査もございますので、そういったところの適合検査の過程で、私どもはしっかり責任を持ってそこはチェックをしていくという流れになるのかなというふうに思ってございます。

会　長：分かりました。内容的な部分については、ブラックボックスもあるけれども、手続的な担保というのは少なくともなされているというふうなことは理解できました。Ｆ委員、よろしいでしょうか。

Ｆ委員：はい。

会　長：それでは、ほかに何かこちらの評価書につきまして、ご意見はございますでしょうか。

Ｅ委員：細かい点で申し訳ないですが、資料別紙のこの変更点チェック表ですね。この資料１－３の項番１０１のところになりまして、細かい点で、この変更後に記載されている、これリスク対策のところになるかと思うですが、これまでの今の議論ともかぶってくると思うんですが、ガバメントクラウドにおいては、データの復元がなされないようクラウド事業者において、ＮＩＳＴ８００－８８ですとかＩＳＯ２７００１等に準拠したプロセスに従って確実にデータを消去するというふうに書かれていますが、クラウドサービスの場合は、基本的にはデータのコントロールですとか、データの保護に関しては、利用者側、すなわち、豊島区の職員側が行うということになっておりますし、そのクラウド事業者において確実にデータを消去するというところは、あくまでも物理的またはデータセンターのオブジェクトストレージとかストレージに関する、何ていうんですかね、機器が買い替えるとか、そういったタイミングで物理的にどうするのかという観点はあるんですけども、いわゆるデータを利用してクラウドを利用している場合には、データを暗号化して、暗号化した鍵を消去すると。それらは、その仕組み自体はクラウドサービスの仕組みを利用するというところにはなるかとは思うんですが、そういった暗

号化をするとか、暗号化をした鍵を消去する、それによって、データを復元困難な状態にするところは、あくまでも利用者側の措置というところになるかと思います。ですので、ちょっとここの記載において、クラウド事業者、何かやってくれて確実に消去される。先ほどのガバメントクラウドだから安全だというような、何かそういうふうなニュアンスになってしまうとリスクがまた生じてしまいますので、この点は、この記載内容を変えるというところではないですけども、こういったクラウドの特性、そういったものを十分理解して、職員の方が実際運用していただく。または運用管理事業者に委託する場合は、運用管理事業者がそういったことがきっちりできているかどうか、そういったところを監督管理していく必要があるのかなというふうに思いました。

意見として、コメントとして申し上げさせていただきました。

会　長：分かりました。こちらの利用者側の行動等について記載はないけれども、クラウド事業者がデータを消去しているから大丈夫だ、で、適合というふうな判定になったのは、これはどういった論理でそうなったのかというのをご説明いただけますか。

ＲＳコネクト：まずは、この記載どおり、どういうふうな消し方をガバメントクラウドでは想定されているのかというところはこの記載のとおりですね。実際に区側ではどういうふうな対応が求められるかというのは、別途総務省からセキュリティーに関するガイドラインでデータ消去についての具体的な方法が示されていて、区の情報セキュリティポリシーでもちゃんと削除したかどうか、または暗号化の鍵のお話も出ましたけども、それを適切に消去するとか、そこは区の責任に持ってやるというふうにも別途決められた定めがございますので、それを組み合わせて評価書の記載内容としては、これが適切かなというふうには判断いたしました。

会　長：なるほど。書かれていない暗黙の前提として、つまり間接的に影響するものとして総務省のガイドラインとか区の情報セキュリティポリシーにおいて、データの暗号化とか暗号鍵の消去などの手順について定められているので、それと併せて結果として適合というふうな判断がなされたというふうなご説明ですね。

Ｅ委員、よろしいでしょうか。

Ｆ委員：ちょっと今の点の関係で。

会　長：はい。

Ｆ委員：この点、気になるところで。この評価項目１０１番はデータ消去の手順しか書いていないわけですね。ただ、今のご説明によると、その前後にまず豊島区のほうから特定個人情報の消去の要請といいますか、そういった指示というのがあって、それを受けてクラウド事業者が消去をするということになっていると思うですけれど、これ１０１とはそもそも特定個人情報が消去されずに、いつまでも存在するリスク手順の内容ということなんですけれど、例えばこれで想起するのが以前の体制のときにあった、例えば業務委託をしたときに、その業務委託の期間が終了したときに手元に残っている情報をどういうふうにして回収消去するかということが一つのテーマとしてあったわけなんですけど、そこら辺は、つまりむしろチェックすべきはここに書いて記載されていることの先であって、クラウド事業者が確実にデータを消去したことが確認される手だてが、こ

のリスク評価において確認できたので適合というふうな、そういった記述にすべきだったのではないかなと思いました。

以上です。

会　長：なるほど。このクラウド事業者が確実にデータを消去することになっているけれども、この確実データを消去することを担保する手だてというのがもう一つあったほうが完全な記述になったのかなというふうにみなされていますが、評価書の記述として、この記述が適切であるというふうに考えられた根拠というのはどういうふうなところにあるのか、ご説明いただけますか。

ＲＳコネクト：今、おっしゃるとおりだなとは思います。

今回の評価のポイントのところに戻ってしまい恐縮ですけども、評価書の変更の箇所が適切に変更されたかどうかという観点が主眼点でしたので、そこの表記が若干弱い表記とはなってはいるんですけども、実際、裏でヒアリングさせていただいていた内容としては、まさにその先の運用ですとか、ここのガイドラインではどうなっているかですとか、そもそもこのガバメントクラウドそのものが消せる仕様になっているのかという、クラウド特有の課題がちゃんとクリアできているのか、それをご確認いただいていますかというところも併せて確認させていただいたので、それを含めて消せる仕様になっているということでしたから、今回、まだ運用前の段階でしたから、運用後には改めて、これ定期的な見直しも義務づけられていますので、そのときにそこはチェックしていく、チェックのポイントがまた加わるかなというふうには想定しております。運用時のチェックですね。そういう理解で判断いたしました。

会　長：なるほど。運用後については、今、Ｆ委員から指摘があったような点について考慮した記述をしていただければというふうに思います。

ほかに何か委員の先生方からご意見はございますでしょうか。

ご意見、ご質問がないようであれば、本件についてはまとめ、結論をお出ししたいというふうに考えております。この評価書全体について承認するかしないかお伺いしたいと思います。承認される方、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

（全　員　挙　手）

会　長：それでは、全員挙手というふうなことで、承認というふうなことにいたしたいと思います。

では、「住民基本台帳に関する事務」の特定個人情報保護評価の第三者点検については終わらせていただきます。

続きまして、「個人住民税賦課徴収に関する事務」の特定個人情報保護評価です。

すみません、課長からご説明。よろしくお願いいたします。

税務課長：それでは、お手元に本日お配りしております変更点リスク評価表（個人住民税）と書かれた資料に沿ってご説明いたします。

まず、通番４をご覧ください。全項目評価書の該当箇所は記載のとおりでございます。

変更箇所でございますけれども、法令上の根拠に公的給付の支給等の迅速かつ確実

な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律、こちらを追加しております。

こちらの変更理由でございますけれども、住民税の還付事務におきまして、還付対象者が公金受取口座の利用を申し出た場合に、情報連携によって口座情報を取得し、還付口座とする機能を実装するために法令根拠を追記したものでございます。

こちらもリスク変化といたしましては、情報連携の機会が増加することによる増というものがありますけれども、実装必須機能でございますため、適切なリスク管理を行った上で取り扱う必要か考えておりまして、その対応、対策といたしましては、情報連携を行うのは還付対象者のうちでも、希望者のみですので、そういった対象者に対して複数の職員で対象者の確認を行った上で連携して適切な事務を行っていこう、行うことを徹底するというところでございます。こちらの通番４の変更に伴いまして、通番６と通番８も同様の変更でございます。

続いて、通番５をご覧ください。こちらも全項目の評価書は該当記載のとおりでございます。変更箇所につきましては、こちらの別添の図の中にオブジェクトストレージ（Ｓ３）を追加するとともに、備考①、④、⑥、⑦、⑮、㉑を追加と修正をしてございます。

変更理由ですけれども、システム共通基盤の機能のうち、システム間のデータ連携機能については、ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージに移行しますため、番号連携サーバーの機能のみ残存いたしますことから呼称のみを変更するものでございます。したがいまして、リスク変化はございません。通番５の変更に伴いまして、通番６、２３、２４、２５、２９、３３、３４も同様の変更でございます。

続きまして、通番１２をご覧ください。こちらも該当箇所はこちらに記載のとおりでございます。

変更箇所ですけれども、再委託しないを再委託するに変更するものでございます。こちらの変更理由は、標準化の対応のために、現在、全国的にＳＥ不足が発生しておりますため、標準化対応システムの外注を行う必要があるためでございます。リスク変化といたしましては、再委託を行うことによりまして、特定個人情報に触れる可能性のあるものが増えるということが挙げられますけれども、こちらへの対応、対策といたしまして、現在においても再委託が必要な場合にはあらかじめ委託先から再委託するものの名称、再委託の内容、再委託先において個人情報を取り扱う責任者及び責任者の氏名等の通知を受け、再度再委託先に関する審査を行い承認を行っているほか、再委託を行う場合には、再委託先と同様の機密保持規約の遵守を義務づけてございます。こういった対策を今後も徹底してまいります。

なお、この再委託をするといたしましても、特定個人情報そのものの委託は再委託するつもりはございませんので、あくまでシステムの設計と、その周りの構築等の再委託のみを行う予定でございます。

続きまして、通番１４及びこれに関する２０、２６、２７、２８、３０、３１、３２、３５、３６につきましては、既にほかの説明者からご説明したとおりでございます。

最後に、資料２－１をご覧ください。パブリックコメントの結果報告でございます。

結果報告につきましては、修正案に対するご意見はございませんでしたので、そちらを報告させていただきます。

説明以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

区民相談課長：続きまして、株式会社ＲＳコネクト■■様、お願いいたします。

ＲＳコネクト：それでは、資料の２－２になりますが、先ほどとタイトル、記載内容がほぼ同じ形になりますが、特定個人情報保護評価書の点検結果報告書、こちらをご説明させていただきます。

３分の１ページについては、先ほどの住民台帳基本事務との記載と全く同じ内容になりますので、割愛させていただいてよろしいでしょうか。

詳細なところも、その次のページの３分の２ページも、構成は先ほどと全く同じになります。主要なところだけ読み上げてまいります。

まずは、１番目の本点検で確認した評価書、評価書名が個人住民税賦課徴収に関する事務です。主管課が区民部税務課になります。

「変更点チェック表」については、別の資料となりますが、資料２－３の、また先ほどと同じ様式になりますけども、四つ折りにしている部分ですね。こちらの資料になります。

項目３になりますけども、本点検の実施内容についても、基本的には先ほどと同じ手順になります。１回目の読み合わせの場があり、２回目の読み合わせがあり、最終的に確認をしたというふうな流れで最終的に２月１日の段階で本報告書を提出させていただきました。

次の３分の３ページになりますけども、本点検の体制についても先ほどと同じメンバーが対応させていただいております。

５項目の点検結果について、結論になりますけども、弊社は、評価対象であります「個人住民税賦課徴収事務に関する事務」の評価書が、区が国へ公表するに当たり、おおむね適切な内容となっていると判断いたしました。

この結論に至るまでには、先ほどと重複する説明になりますけども、何度か主管課様とも意見交換を重ね、また各種調査を重ね、この結論に至ったというところです。

それでは、資料２－３の中で、主な確認のポイントとして、トピックをご説明させていただければと思います。

資料２－３をご覧ください。

今回の修正点については、７分の７ページ目の一番最後に記載させていただいておりますけども、通番で言うと３６項目、全体で３６個の変更点がございます。

この中で、まずはシステム相関図も変更が加えられましたので、主にデータの流れを追っていって、今の事務の流れと、間違った記載になっていないか、変更がそこに生じていないかというところを主管課様にご確認をし、その観点でもチェックさせていただきました。

全般的にはシステムの名称の統一であったり、ガバメントクラウドの範囲がどこからどこまでなのかというところが一部不明瞭な点がありましたので、その辺りが分かり

やすくなるように修正のほうを依頼させていただきました。

変更点チェック表の通し番号通番のところで言うと、最初のほうに出てきます６番目ですとか９番目の、ここが観察事項とさせていたところになりますけども、公金受取口座の情報について、前回の評価のときから変動したところでもありましたので、特にこの辺りの流れについては食い違いがないかというところもヒアリングもさせていただき、一部修正が必要な箇所がありましたので修正を加えていただいたというところがあります。

また、７分の２ページ側になりますね。通番でいきますと１３番目、ここが、また提供・移転というところも変化が加えられるところになりましたので、ちょっとシステム名称で言うと、今回はオブジェクトストレージという新しい名称が加わりましたので、その辺りの修正が１回目のヒアリングのときだと、まだ適切ではなかったので、この辺りの修正をお願いしたというところもありました。

そのほかについては、最終的に国が示すものだったり、評価指針のところで基づく記載内容どおりになっていましたので、最終判定としては適合というふうに全３６項目判定いたしました。

ご報告は以上となります。

会　長：ありがとうございます。では、説明、ご報告について審議したいと思いますけれども、税務課長から説明があった変更点リスク評価表について、幾つか類型が分かれると思うんですけれども、まず１番目の公金受取口座関係は、何番と何番と何番とでしたか。

税務課長：公金受取関係は４と６と８。

会　長：なるほど。４と６と８が公金受取口座関係で、この５番目のシステム名称の変更の関係はどこでしたか。

税務課長：５と６と２３と２５、２９、３３、３４。

会　長：なるほど。それが非常に多いですね。これは形式的な変更ということですかね。

次の１２の新たに再委託をするというのは、これ１２番独自ですかね。

税務課長：はい、そのとおりです。

会　長：なるほど。この１４番のようなガバメントクラウド対応がどれでしたっけ。

税務課長：正確には１４番とまるっきり同様と書いてある、この変更理由に書いてあるのは、２６、２７、３１だけですけれども、そのほかも変更理由を見ますと、ガバメントクラウドを利用するため、デジタル庁の評価書の記載を転記しましたということで、基本的にはガバメントクラウド移行に伴って、デジタル庁の文言にそろえる修正をいたしましたというところでございます。

会　長：なるほど。分かりました。ですから、公金受取口座関係とシステム名称の変更、それから再委託に関するもので、それからガバメントクラウド関係のものに大きく分類される、変更点が分類されるというふうなことかと理解しました。

では、こちらにつきまして先生方から何かご意見ございますでしょうか。

どうぞ、Ｄ委員。

Ｄ委員：変更点リスク評価表も作っていただきありがとうございます。こちらを見て、ちょっ

と理解したところでは多分、このガバメントクラウド関係はリスクの変化はあるけれども、ガバメントクラウドについて先ほどの住民基本台帳に関する事務のところで議論したとおり、政府がしっかりやっていると部分もあるけど、区のほうでも頑張って区のほうでできることはやっていただくということで対応されるということになってくると、リスクが増えそうなのとしては４と８という、いわゆる情報連携の機会が増えますねという、その辺りですが、その辺りは事務が増えますので、ミスなく頑張ってくださいということなのでしょうと。

問題となるのは１２の再委託ですけれども、結局、再委託先を広く認めてしまうと再委託がどんどん広がってしまって、外国の企業に再委託されるとか懸念があるところでございます。先ほどのご説明だと、マイナンバーの取扱いそのものは再委託しないよと。あくまでシステム構築だけですよというのは分かりますけれども、システムであっても、例えばマルウエアを仕込まれるとか、結局マイナンバーの漏えいにつながりかねないところがございますと。そうすると、仮にその再委託するといっても、結局どこかの会社に再委託するわけでございますので、そこに直接委託するということでは駄目なのかというところが問題意識でございます。

当然でございますが、自由に再委託するのではなくて、審査をしますよと、こういうふうに行うということは理解しておりますけれども、今の書き方で再委託するではなくて、原則として再委託はしない。ただし、再委託が必要な場合には、本当に再委託形式をやる必要、ことが必須ですかと、直接その先に委託してしまえばいいのではないかという話と、あとは安全性が同程度に担保できるかと、こういうことを審査するという記載にすることは考えられないのかというところが教えていただきたいところです。

なお、仮に記載自体は再委託先、再委託するということで変更できないとしても、実務運用として、審査承認はするというのが実務運用だと思いますが、その実務運用上の審査承認につきまして、事実上、本当に再委託形式が必要なのかというのを検討することと、安全性を同程度に担保できるかを検討するという、この辺りを事実上はそのように運用するべきではないのかというところについても併せてご回答いただきたく存じます。

会　長：そうですね。再委託の問題については、かつての審議会においても原則再委託しないだけれども、例外的にどうしても高度の必要性がある場合には再委託するんだ、そこもコストベネフィットの問題が入ってくるですけれども、原則と例外が逆転しないようにというふうな懸念は何度もあったと思います。

この再委託の点につきまして、補足的な説明をお願いできますでしょうか。

税務課長：今、委員からご指摘あったとおり、まさに再委託すると書いてありますけれども、これ何が何でも再委託するだというわけでは当然なくて。運用といたしましては、委員ご指摘のとおり、原則としてはやはり再委託はしない。ただ、その必要が出た場合には、ここで言う、直近の課題としては、やはりＳＥ不足というところがありますので、その中でリスク等を考えて、どの範囲であればリスクが起きないかというのは常に比較検討した中で必要最低限を再委託するというのはそのとおりでございます。

審　議　経　過

会　長：なるほど。その必要性の判断について、かつてはこの再委託についてこの審議会に一時出てきたというふうなこともありますけれども、現在、この必要性の判断が妥当であるというふうなことを担保する内部的な手続とか、そういうふうなものはありますかね。どういうふうに再委託が必要かどうか、誰がどういうふうな手続で決めるのかなというのが少し気になったんですけれども。

区民相談課長：区の内部の手続としましては、契約課長に事前に協議をする。その上で各課長が判断をするといった手順になっております。

会　長：なるほど。一体どういうふうな事例で再委託されたのかというのは、我々が見れば分かるようになっているのですか。

区民相談課長：申し訳ございません。ちょっとそういった一覧があるかどうかというところについては把握してございません。

会　長：なるほど。情報の再委託の必要性を透明性のある形で我々が見ることができるかというのは、ちょっとすぐには分からない。あるかどうかすぐにはご回答できないというふうなことかと思います。

この再委託の必要性、抽象的には必要性があるというふうなことは分かるんですけれども、それが本当に必要なのかどうかというふうなことを手続的にしっかりと判断する枠組みというのが確立していないというところには、仮に確立していないとすれば、やや不安も残るところですけれども、この再委託、課題があるというふうなことにはなるかと思われます。

Ｄ委員、いかがでしょうか。

Ｄ委員：ありがとうございます。報告事項の多分２のところで、年に１回開催をしましょうみたいな話もあるので、例えば今後の開催について多分、諮問事項ではなく報告事項ということになると思いますけど、この１年間でこういう案件で再委託をしました、それはこういう必要性があったからみたいな一覧をいただくとか、何らかの形でまさに委員長のお話になっている透明化された形で、本当に必要性というのを何らかの形で事後的に検証できるような、そういうそのプロセスが、もし我々個人情報保護審議会のほうで、その報告をいただいて、検討できるとか、何らかのそういうプロセスが入るとよろしいのではないかと思います。

会　長：そうですね。事後的ではあれ、審議会に出てくるのであれば、この審議会の資料を区民にも公表されることになりますので、確認することはできるというふうなことにはなるかと思いますので、この審議会の議題、後ほど検討することになりますが、それとも併せてこういう再委託がどういうふうになされたのかというふうな在り方についての透明性の確保というふうなことについてもご検討いただければというふうに思います。

それでは、ほかにご意見、先生方、何かございますでしょうか。

Ｆ委員：はい。

会　長：よろしくお願いします。

Ｆ委員：今のご発言と、まずは関係する再委託の件ですけれど、今の再委託についてはチェックをしているということを言われたんですけど、具体的なチェック項目は何やるのかと

いうのが、このリスク対策、このリスク表法の枠では、委託先から通知を受けて審査をするよう書いてありますけど、具体的にどういった基準でされてくるか、つまり、実際にはどういったところを委託したかというリストを開示するという、これも大事ですけど、これと並んでどういう基準でこれ審査承認を行っているかというのがもうちょっと詳しく説明していただけば。例えば先ほど、これどなたか言われていたのを、例えば外国への流出ということですけど、例えばこれ再委託先がいわゆる外国第三者に対して情報の移転をしているかどうかということをやっぱり見る必要もあるわけですよね。そういったところについて、ちゃんとチェックしているのかどうか、つまり繰り返しますけど、再委託の業者についてのチェック、どういう点をチェックされたか、もうちょっと詳しく説明していただければと思います。

以上です。

会　長：再委託する際の業者の選別の基準とかチェック項目について、分かる範囲で結構ですので、そういうチェック項目がまず存在するのかどうか、存在するのであれば、どういうふうな内容をチェックしているのかというのを今、お分かりになる範囲で結構ですので、少し情報提供をしていただければと思います。

税務課長：まず、今税務課の状況を申し上げますと、税務課は現状では再委託禁止になってございますので、再委託を実際に行ったという事例はございません。その上でお話ししますと、先ほど、契約課のお話出ましたけれども、契約課のほうで、再委託のチェックリストというものを作っておりまして、それで、基本的には承認事項なので、再委託する事前にこういった形で再委託をしたいんですがという事業者側からの提案を受けて、そのチェックシートに沿ってチェックをしていくという流れになります。流れはこうですけど、今ちょっと手元にチェックシートがないので、チェック項目というところがお答えできません。

区民相談課長：はい。

会　長：どうぞ。

区民相談課長：すみません、チェックシートのチェック項目ですけれども、大きく７点ございまして、１点目が契約書、仕様書の記載上再委託が可能となっているか。

２点目が、再委託業務の内容、範囲が明確になっているか。詳細な記載があるか。

３点目が、再委託業務の範囲が業務の全部または主たる部分となってしまっていないか。幾つかの再委託を合わせると、主たる部分を構成するような再委託もできません。

４点目です。再委託先事業者の体制や名簿等、主管課で必要に応じて書面の提出を求めているか。求めた場合は書類の提出を受けているか。

５点目が、再委託期間は適切か。

６点目が、再委託開始日と文書起案日が合っているか。

７点目が、文書起案の決裁ルートは合っているかという項目になっています。

会　長：なるほど。ありがとうございます。

今の項目についていかがですか、Ｆ委員。

審　議　経　過

Ｆ委員：そうですね。形式的なことに対してと思うんですけど、やはりちょっと気になったのが、いわゆる外国第三者への移転ですね。これ再委託先でやってしまうということについてはチェックされていないのかなというふうに思った次第です。

ただ、先ほど申しましたけど、これ再委託可能になるのはこれからなんですよね。今まではやっていないということです。今まで再委託しないというふうになったわけだから。

税務課長：はい、そのとおりです。

Ｆ委員：ですよね。だとすると、今後ということになるので、ちょっと私も実際にやっているこの再委託の評価からしても、ちょっと不十分かなという気がするので、ちょっと検討していただきまして、しかもこれ、あれですよね、今までのこの従前の個人情報保護審議会ではいろいろな雑多な業務委託申請全てについても扱ってきたわけですけど、今回のこのチェックの評価にあったのは、専ら個人住民税に係るものについての再委託なんですよね。今回のこれは。ですよね。そうすると、よりセンシティブな内容ですよね。まさに納税者の、まさによりセンシティブな情報が多々含まれるわけですので、ちょっと気になった次第です。

以上です。

会　長：そうですね。再委託をする前に、全てするなとも言えない、税の徴収を合理的に行う必要があるというふうな部分もありますので、全てするなというふうに言うこともできないわけですけれども、ただ、実際にこの再委託運用が始まった後で基準と合わせてどういうふうに再委託したのかというふうなことを事後的に確認できる機会をせっかくこの審議会がありますので、そういうしっかり機会を設けていただけると、再委託の透明性というふうなものが高まるかなというふうには思います。

ほかに先生方、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見、ご質問がないようであれば、この議案につきましてもまとめに入りたいと思います。

この評価書について承認するかしないか、お伺いしたいと思います。承認される方は挙手をお願いいたします。

（全　員　挙　手）

会　長：全員挙手というふうなことで、本審議会の答申として、本日示された評価書は適当であるとして区のほうに答申いたします。

事務局のほうで答申文についてはどういたしますか。

区民相談課長：答申につきましては、事務局で作成した案をメールで皆様のほうに送らせていただこうと考えてございます。そこで皆様からのご意見等を踏まえ、修正があれば修正をした上で答申として受領していきたいというふうに考えております。

会　長：メールでご確認いただくというふうなことになります。委員の皆様、その方法でよろしいでしょうか。

（異　議　な　し）

会　長：では、答申については事務局にお願いしたいと思います。

審　議　経　過

区民相談課長：それでは、答申案はメールのほうで送らせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、ここで、税務課並びにＲＳコネクトの■■様は退席をさせていただきます。

（退　席）

会　長：ありがとうございました。

では、次に、報告事項に入りたいと思います。

区民相談課長：続きまして、報告でございます。報告１、住民基本台帳ネットワークシステムの実施状況についてでございます。こちらは、平成１５年1月２４日付、１４答申第５号でご承諾いただきました、豊島区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティー対策に関する条例第１３条第２項に基づき、審議会に報告を行うものでございます。

それでは、総合窓口課長より報告させていただきます。

総合窓口課長：よろしくお願いします。

それでは、資料の１、お手元にございますでしょうか。それでは、よろしくお願いします。

１枚おめくりいただきまして、1ページでございます。住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既存ネットワークに関する調査表による自己点検の実施についてでございます。住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティー強化の一環としまして、平成１４年度から「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表」（以下「チェックリスト」と申し上げます。）による自己点検を各市区町村で実施しているところでございます。令和６年度においても、総務省より都道府県宛てにチェックリストによる自己点検及びシステム運営監査を実施する旨の通知がございまして、豊島区でも自己点検を実施し、令和６年８月に実施いたしました。

次が、チェックリストの主な項目でございます。

①体制、規程等の整備、②機器設置のセキュリティー環境及び入退室管理、③システムのセキュリティー対策等管理、④既存システムとの接続状況、⑤マイナンバーカードの管理、以上でございます。

この五つのカテゴリーによる１３５項目について、回答の根拠を具体的に文書で記載いたしまして、国の評価基準に沿って評価をし、実施いたしました。

点検結果については、全て回答番号３を満たしたものでございます。

詳細な点検内容については、区のセキュリティー対策に深く関わるため非公開とさせていただいております。

回答番号が０から３番ございまして、内容は３番になっておりますので、運用していて定められた手続について、関係する職員に周知されており、かつ適切に運営されているという結果になってございました。

豊島区の総平均点でございますが、今回、実施したものは３点で、前回５年に実施したものも３点でございます。１枚おめくりいただいてよろしいでしょうか。

資料２でございます。ＣＳ（コミュニティサーバー）ルームの入退室状況についてで

ございます。こちら延べ入札者数は８７０人でございます。期間は令和５年度となっておりますが、こちらの２９年度から令和５年度まで全部記載がございます。月別状況と３番に入退室理由とベンダー、誰が入室したかということが記載があります。こちらは一覧でございます。

続きまして、資料３をご覧いただけますでしょうか。令和６年度マイナンバーカードの交付及び利用状況でございます。

１番、住民基本台帳カードでございます。住民基本台帳カードについては、平成２７年１２月をもって新規の交付が終了しております。既に交付済みの有効な住民基本台帳カードについては継続して事務処理を行っておるところです。

２番、２３区のマイナンバーカードの交付状況です。こちらは、令和６年１０月３１日現在の数字でございますが、黄色くマーカーしているところが豊島区の現状でございます。人口に対して交付数が２４万１，２５５枚、これは累計の数でございます。交付率は人口に対して８２．７％となっております。

３番が、コンビニ交付による証明書取得枚数でございます。マイナンバーカードを利用して住民票、印鑑証明、税証明の証明書が交付することができます。令和６年度と令和５年度の数字を記載させていただきました。こちらは、特に印鑑証明については最も伸びが著しくて、総枚数の半分以上が今年度はコンビニで取られる予定になっております。

報告は以上でございます。

会　長：ありがとうございます。報告事項ではございますが、何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（な　し）

会　長：ご質問がなければ、次の報告をお願いいたします。

区民相談課長：恐れ入ります。ここで総合窓口課は退席をさせていただきます。

（退　席）

区民相談課長：それでは、報告を続けさせていただきます。報告２から６はまとめてご説明をさせていただこうと考えてございます。

報告２、令和７年度以降の個人情報保護審議会の開催についてでございます。報告２、資料とともに追加でご用意いたしました、個人情報保護に関する法律施行条例他区事例も併せてご覧をいただければと思います。

報告資料２、上段の四角枠は、個人情報保護審議会条例における保護審議会の所掌事項を、下段の四角の中は、個人情報の保護に関する法律施行条例における審議会の諮問の部分を抜粋したものとなってございます。

現状及び課題でございます。上記いずれの条例も、区長の諮問に応じて答申をするという立てつけになっていることから、報告事項のみでの開催が難しい作りになってございます。上段の審議会条例第２条第２項では、規則で定める事項について意見を述べることができるとされておりますけれども、現状、規則は制定されていないという状況でございます。この状況ですと、いざ諮問をお願いすることになった場合、区の取組状況

や現状等の情報が不足する中で審議をいただかなければならないというおそれがございます。

また、区の取組が不十分な場合に、委員からのご意見を伺う機会を逸してしまうというおそれがございます。そこで、今後の方針として、審議会条例第２条第２項の規定に基づく規則を制定しまして、報告のみであっても審議会を開催できるようにしていきたいというふうに考えてございます。

本日時点で案文をお示しできない状況ではございますけれども、方向としては、追加資料に文京区と目黒区の条例の抜粋を記載してあるような内容を、文京区と目黒区は条例なんですけれども、本区では規則において、審議会の所掌事項として豊島区の状況の報告をもって審議会の改正が可能となるような規定をしていきたいというふうに考えてございます。

続きまして報告３、地方自治法に基づく内部統制についてでございます。

このたび、豊島区におきまして、個人情報の取扱いの一層の適正化に向けて新しい取組を開始いたしますのでご報告をさせていただくものでございます。区議会説明時に使用した資料をそのまま使っておりますので、余分な記載があることをご容赦ください。

内部統制制度とは、地方自治法第１５０条第２項に基づく長が定める内部統制に関する方針に従い、組織体制を整備するとともに、組織内の全ての部署がリスクに対応するためのルールを策定し、実際の業務に適用することですということです。具体的には、全ての課で自らの業務を点検し、事務上のリスクに対する事前の対策を実施するとともに、一定期間経過後、対策が有効であったかの評価を行うというものでございます。

内部統制の対象とする事務としては、財務に関する事務、個人情報保護に関する事務を選定してございます。

令和６年１０月より試行的な取組を行っておりまして、令和７年度４月から本格実施に移行いたします。

次に、報告４、個人情報保護委員会からの留意事項についてでございます。区は、令和５年４月１日に全面施行されました個人情報の保護に関する法律第１６７条第１項の規定に基づきまして、個人情報保護法施行条例を個人情報保護委員会に届出をしておりました。このたび、個人情報保護委員会より分析の結果、誤りや不備と思われる規定が見受けられるとのことで、留意事項のお知らせがございました。いずれも保有個人情報の開示請求に関する事項となっております。詳細は報告４の資料をご覧ください。

今回２点の留意事項をいただいてございます。１点目は、法施行条例第５条、開示請求についてです。保護委員会のコメントとしましては、開示請求等の記載事項について、法の規定に反しない限り条例で定めることは認められているけれども、豊島区の条例を読むと、規則で定める事項の記載を義務づけるような規定となっており、法で定めるもの以上の記載事項への記載が要件として取り扱われ得る規定となっているので規則で定める事項の記載がないことをもって一律に開示請求できないような運用にしないよう留意をすべしというものでございました。これを受けた区の対応といたしまして

は、条例改正はせずに、法定項目の確認ができれば、それ以外の項目が未記入であっても開示請求を受けるという運用で対応していきたいというふうに考えてございます。

２点目は法施行条例第８条、代理人による開示請求における本人の意思確認についてです。保護委員会のコメントは、法律上、本人の意思確認ができないことをもって、直ちに開示請求を拒否できることとはなっていない。本区の条文では、書類が提出されないことをもって開示請求を拒否することができるとなっており、法の規定に基づかない形で開示請求権を拒否することができる形になっている。法に照らし、明らかに適切ではないため、法の規定に基づき適正な運用を行う必要があるというものでございました。

これを受けた区の対応ですけれども、１点目と同じく条例改正はせず、確認書の提出がなかった場合も請求を拒否するのではなく、本人確認不十分として不開示決定を行うという運用で対応していきたいというふうに考えてございます。

区の対応欄補足に記載してございますとおり、留意事項に対するフォローアップの面談が行われた際に、条例改正の必要性について確認したところ、条例改正までも求めているものではないということを確認してございます。

また、さらには、保護委員会に架電して問い合わせた際にも、運用を徹底することで法に基づいた取扱いが可能なので、条例改正を求めるものではないという回答をいただいております。本区が作成しております個人情報保護事務の手引きにおきましても、確認書未提出の場合は、不開示決定を行うよう記載してあり、手引きのとおり事務を遂行していくことで、適切な取扱いになるということを確認しておりますことから、条例は改正しないという判断を行いました。

次に、報告５は、昨年度の行政情報公開及び個人情報開示の実施状況をまとめたものとなってございます。

次に報告６は、保有個人情報の漏えい等についてです。表紙に記載のとおり、令和５年度は合計で２０件という状況でございますが、令和６年度につきましては、第３四半期までの合計で９件という状況でございます。参考として、令和４年度の漏えい件数を記載しておりまして、令和４年度は１２件という状況でございました。令和５年度がちょっと突出して多いという状況でございます。詳細の内容については、次ページ以降に記載してございます。

説明は以上でございます。

会　長：ありがとうございます。報告２から６につきまして、まとめてご意見、ご質問などをいただきたいと思いますけれども、何かございますでしょうか。

Ｄ委員：私から１点ございます。私のほうで、ちょっとお尋ねしたいことというのは、何かちょうど極めてタイミングが悪い時期に１件比較的大きな個人情報の漏えいがあったと認識しております。多分２０２３年の１１月１３日に第２回の委員会、多分、我々が最後にここに集まったのが令和５年１１月１３日ですが、多分その少し後の１１月２４日ぐらいに、東京都からの豊島区パスポートセンターの今度漏えいみたいなものが公表されているところで、こちらについてちょっと分かっていないですけれども、少なくとも

審　議　経　過

この報告６のところにはないのは、それは東京都の漏えいだから豊島区の漏えいではないということになるんですかというのと、あとはこの辺りについては、豊島区は基本的には把握されていなく、全部東京都に委ねていますという説明なのかとか、たまたまその件というのは、最初の諮問事項１のパブリックコメントの最初に何か池袋パスポートセンターの個人情報不正もちょっと例があるためというのがあって、タイミング的にまさにかなり昔ではあるけれども、ちょうど我々が集まった直後なので、大分我々のほうの聞く機会としては、もう今回までなかったなというところがございましたので、この辺りについて区としてどのような事実関係を把握しているのかや、区としての何かそれを踏まえて、ある意味では、場合によっては他自治体事例なのかもしれないですが、その辺りを区で同じようなことを起こさないためにとか、何かあれば教えていただきたいということになります。

会　長：いかがでしょうか。

区民相談課長：委員おっしゃるとおり、記載していない理由としましては、豊島区が保有する個人情報の漏えいではないといった点で記載をしてございません。豊島区では、リスク報告といったものを行っておりまして、各課で個人情報の漏えいですとか紛失があった場合には、リスクがあったということで報告書を上の区長まで上げるような形の対応を取ってございます。その中では、再発防止策という形で記載をし、その再発防止取り組むといった形の対応を行っておりますので、他事例を参考にということではございませんが、区内の同様の事例を参考に個人情報保護の対応を行っているといったところでございます。

会　長：ご説明ありがとうございました。Ｄ委員、よろしいでしょうか。

Ｄ委員：結構でございます。

会　長：ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

（な　し）

会　長：ご質問がなければ、これで報告を終わらせていただきます。

本日の議題は以上となりますが、最後に事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

区民相談課長：本日はお忙しい中、会議にご参加いただき誠にありがとうございます。

第１期審議会につきましては、今回が恐らく任期中最後となるかと思われます。委員の皆様におかれましては、貴重なご意見を多々承りましてありがとうございます。今後も審議会の誠実な運営を心がけてまいりますので、引き続き豊島区の個人情報保護制度へのご理解、ご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

会　長：ありがとうございました。それでは本日は閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

審　議　経　過

合 議 結 果	議　事 次の諮問事項について審議し、これを承認（答申）した。 （１）特定個人情報保護評価　第三者点検 「住民基本台帳に関する事務」 （２）特定個人情報保護評価　第三者点検 「個人住民税賦課徴収に関する事務」 次の事項について報告された。 （１）住民基本台帳ネットワークシステムの実施状況について （２）令和７年度以降の豊島区個人情報保護審議会の開催について （３）地方自治法に基づく内部統制について （４）個人情報保護委員会からの留意事項について （５）行政情報公開及び個人情報開示の実施状況について （６）保有個人情報の漏えい等について
提出された資　料　等	会議次第 資料Ａ　　特定個人情報保護評価　重要な変更に伴う評価の再実施について 資料Ｂ　　基幹システム標準化及びガバメントクラウドについて 資料Ｃ　　ガバメントクラウドにおける特定個人情報保護評価について 資料　　変更点リスク評価表(住民基本台帳) 資料１－１　意見公募の結果報告書（住民基本台帳） 資料１－２　特定個人情報保護評価書点検結果報告書（住民基本台帳） 資料１－３　変更点チェック表（住民基本台帳） 資料１－４　特定個人情報保護評価書（住民基本台帳） 資料　　変更点リスク評価表(個人住民税) 資料２－１　意見公募の結果報告書（個人住民税） 資料２－２　特定個人情報保護評価書点検結果報告書（個人住民税） 資料２－３　変更点チェック表（個人住民税） 資料２－４　特定個人情報保護評価書（個人住民税） 報告１　　住民基本台帳ネットワークシステムの実施状況について(報告) 報告２　　令和 7 年度以降の豊島区個人情報保護審議会の開催について

審　議　経　過

	資料　　個人情報の保護に関する法律施行条例他区事例 報告３　　内部統制の本格実施及び豊島区監査基準の一部改正について 報告４　　貴団体における個人情報保護法施行条例等に関する留意事項 について 報告５　　行政情報公開・個人情報保護制度の実施状況 報告６　　保有個人情報の漏えい等について